

6月22日

衆議院議員選挙投票日 参議院議員

明るい選挙は

わたしたち一人一人の手で

選挙は、わたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンスであり、わたしたちの一票は暮らしをよくするための貴重な「意志表示」です。

これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。そして、みんなの一票が正しく政治に生かされるためには、選挙は公正に行われなければなりません。

六月二十二日は、衆議院議員と参議院議員の選挙が行われます。

公正で明るい選挙を実現するために、わたしたち有権者が心を引締め違反をなくしましょう。

〈選挙法ひとくちメモ〉



政治家や候補者などがお中元や寄付など金品を贈ることはルール違反です。



政治家や候補者などにお祭りの寄付など金品を求めすることも禁じられています。



政治家や候補者などから祝儀やせん別など金品を受けるとはいけません。

贈らない・求めない・受けとらない
選挙の時にかぎらず、日ごろからみんなで「きれいな選挙」を心がけましょう。

こんな選挙運動は

違反です

選挙運動ができるのは、原則として立候補届け出が済んだときから投票日の前日までです。

選挙運動は本来、自由であるべきですが、公正な選挙を行うためにはある程度の制限はやむを得ませんので、公職選挙法でいくつかの制限が加えられています。

このなかで、候補者、運動員、有権者の区別を問わず、すべての人に対して原則として「禁止されている選挙運動」について

紹介しましょう。

次の行為は、選挙違反となりますので、十分注意しましょう。

戸別訪問



有権者の家をたずねて、投票を依頼したり、または投票をさせないように依頼すること。

この場合、必ずしも有権者宅に限らず会社や工場も含まれます。

買収



特定の候補者のために、金品を送り投票を依頼すること。

「やむを得ず受取った」などと言いつくしてもダメです。

また、金品の授受には関与しなくとも、相談に参加したのも罰せられます。